

【性的マイノリティ】

基本方針

〈現状〉

- 「性的マイノリティ」というのは、性のありようが社会の多数者(マジョリティ)とは異なる人々のことを指す言葉です。ただし、単に統計上の話をしてはなりません。「マイノリティ」という言葉は、「マイナーな、重要ではない、とるにたらない」という意味の英語に由来しています。数が少ないというだけでなく、社会的な偏見や差別の対象にもなってきたことから、「性的少数者」ではなく「性的マイノリティ」という表記が用いられています。近年、日本でもよく使用されている「LGBT」は、当事者運動から生まれた言葉で、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字を組合わせた略語です。より最近では、LGBTのいずれにも当てはまらない(あるいは、あえて当てはめない)という意味のクィア(queer)やクエスチョニング(Questioning)、さらには「+」を加えた「LGBTQ+」などの表現も用いられています。
- 人間の性は、生物学的・解剖学的な特徴に限らず、性自認(女性・男性・Xなど、自分の性別をどう認識しているか)や性的指向(恋愛・性愛の対象やその有無)など、実に様々な要素によって構成されています。それぞれの構成要素がグラデーションであることから「十人十色」の組み合わせが生まれます。例えば、LGBTのL(レズビアン)は、恋愛対象が「同性である女性」である人たちのことで、LGBTのT(トランスジェンダー)は、出生時に割り当てられた性別(生物学的・解剖学的な特徴)と性自認が一致しない人たちのことですが、レズビアンのありようも人それぞれ、トランスジェンダーといっても誰一人同じ人はいません。
- 性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字を組み合わせて「SOGI(ソジ)*」という略語を用いることもあります。SOGIは、性的指向や性自認は性的マイノリティに限らず、全ての人に関わることで、レズビアンやゲイなど同性愛者は性的指向(SO)を理由に、トランスジェンダーは性自認(GI)を理由に差別や暴力にさらされており、これを解消することが喫緊の課題になっています。

※SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)

性的指向 (Sexual Orientation: 性愛の対象がどの性別に向かうか) と性同一性 (Gender Identity) の英語のアルファベットの頭文字をとった略称。LGBTのみならず、全ての人に当てはまる概念。なお、性的指向と性同一性は無関係である。

- 近年、日本でも性的マイノリティに対する啓発が進み社会的な関心が高まる一方で、いまだ性の多様性についての無理解や偏見も多く、理解促進による偏見や差別の解消が課題となっています。性的マイノリティに対する人権侵害として、進学・就職等における不利益や、本人の意向にかかわらず第三者が性自認や性的指向を周囲に暴露する「アウトティング」という行為も生じています。また、婚姻制度をはじめとする多くの社会的な制度が性的マイノリティを考慮

しておらず、支援やサービスを受けられないなど社会的な不利益を受けることも多くなっています。

- 令和元年(2019年)5月に世界保健機関(WHO)総会において、「国際疾病分類」改定版(ICD-11)が承認され、性同一性障害※が「精神障害」の分類から除外されました。性別違和が病気ではないことを確認した上で、必要とする医療が受けられるようにするため、新たに「性の健康に関連する状態」という分類の中に「性別不合」という診断名が追加されることになりました。

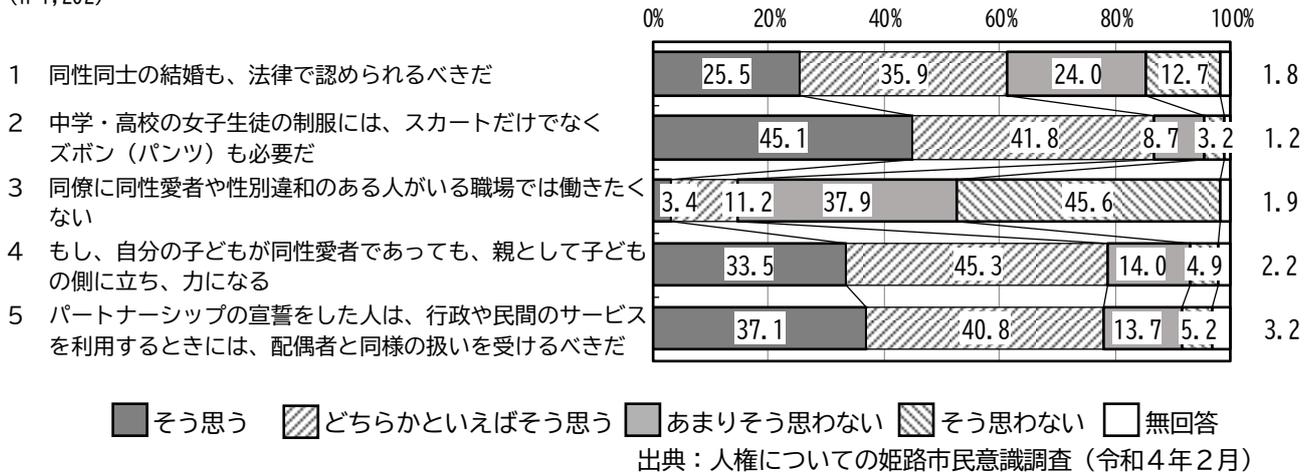
※性同一性障害

体の性別と本人が自覚する性が一致しないため違和感を持ち、社会生活に支障がある状態。もともとは医学用語。新しい国際疾病分類(ICD)に基づき、「性別不合」へ名称が変更される(令和9年(2027年)予定)。

- 国においては、平成15年(2003年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、「性同一性障害」と診断された人については、一定の条件のもとで法的な性別を変更することが認められています。なお、戸籍の変更に必要な性同一性障害特例法の要件のうち生殖能力をなくす手術を事実上の要件とする規定については、令和5年(2023年)10月に最高裁大法廷において違憲とされ、変更後の性別と近い性器の外観を持つとする外観要件については、令和6年(2024年)7月に広島高等裁判所が違憲の疑いを指摘し、手術を受けずに戸籍上の性別を変更することを認めました。
- 平成27年(2015年)4月には、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出し、性同一性障害の子どもをはじめとする性的マイノリティの子どもについて、学校生活における配慮や相談支援体制等の充実の必要性を示しています。また、令和4年(2022年)に閣議決定された自殺総合対策大綱の中で、性的マイノリティの子どもについて「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている」ことから教職員の理解を促進することが明記されています。
- 国においては、令和5年(2023年)に「LGBT理解増進法」が施行されました。
- 近年では、同性のカップルを結婚に相当する関係として認め、自治体が証明書を発行する制度が一部の自治体で取り組まれ始めています。本市においては、令和4年(2022年)に「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。また、企業の中には、同性のパートナーを配偶者と認め、社員の福利厚生を拡充する動きもあります。一方、行政文書や各種申請書、証明書等において、必要性の低いものについては性別の記載を省く方向での見直しに取り組む自治体も増加しています。県においては、令和6年(2024年)に「兵庫県パートナーシップ制度」を開始しています。
- 市民意識調査では年齢による意識の差が大きく出ており、「同性同士の結婚も法律で認められるべきだ」については、40歳未満の約8割が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しているのに対し、70歳以上では4割近くにとどまっています。

性的少数者の人権について

(n=1,202)



○本市においては、平成 28 年度(2016 年度)に教育委員会が多様な性のありようについて考えるための教職員研修資料を作成し、教職員が性の多様性に対する正しい理解と対応について学んでいます。また、様々な学習会における性の多様性に関する内容を盛り込んだ市民学習資料「とも」等の活用や、講座や講演会を開催するなど市民への啓発を進めています。

〈課題〉

- 一人一人の多様な性のありようが尊重され、社会において排除されることのないよう、多方面で取組が求められています。
- 市民意識調査をみると、性的指向・性自認等に関する考え方には年齢による意識の差が表れており、あらゆる年代で多様な性のありように対する理解を深めていくことが大切です。
- 性的マイノリティの人々の中には、性別記載欄に「男性」か「女性」しかない場合、性自認と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるために手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を感じる人がいます。そこで、性自認と一致する性別で自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取組の一環として、性別記載の在り方について検討する必要があると考えます。
- 近年、トランスジェンダーへのバッシングが先鋭化しており、強い批判や嫌悪感が示される状況が起っています。少数者(マイノリティ)が権利を得ようとして主張することを逆差別や優遇と感じる人もいる現状に対し、誰もが自らの権利について声をあげることができ人権を尊重される社会を築いていくためには、多数者(マジョリティ)は自らが多数者(マジョリティ)に属することで「当たり前」、「ふつう」のこととして享受してきたことを自覚することで、少数者(マイノリティ)が直面する差別の問題を自分ごととして考えていけるよう、学校教育における「教育」と社会教育における「啓発」を行っていく必要があります。

〈教育及び啓発の方針〉

学校等において子どもの性的指向・性自認等を尊重する取組を進めるとともに、社会全体で性的指向・性自認に関する差別や偏見をなくしていくための教育・啓発に取り組みます。

〈事業の柱〉

- ①学校における取組の充実
- ②啓発活動の充実
- ③多様な性の在り方の尊重
- ④性別記載の在り方の検討

実施計画

〈事業の柱〉

- ①学校における取組の充実
- ②啓発活動の充実
- ③多様な性の在り方の尊重
- ④性別記載の在り方の検討

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①学校における取組の充実		
学校における体制整備	㉞教育委員会では、「性の多様性にかかる対策懇話会」及び「性の多様性にかかる支援チーム」を組織し、性的指向・性自認等に対する正しい理解を広げ、学校園生活における幼児・児童・生徒の心と体の安定した成長の支援の方策を検討していく。 ㉟学校園においては、幼児・児童・生徒が性的指向・性自認等について偏見や差別のない環境づくりを推進し、また相談しやすい環境を整えていく。 ㊱令和6年(2024年)3月に改訂された「性教育指導の手引き」を活用し、発達段階に応じた系統立てた指導を実践していく。特に各中学校においては、保健所が行っている思春期出前授業で、性的マイノリティについても取り扱っていく。	こどもの未来健康支援センター 健康教育課 人権教育課
教員研修の充実	令和3年度(2021年度)市教委作成の教職員研修資料や、国・県の資料を活用し、教職員に対する研修の充実を図る。	人権教育課
②啓発活動の充実		
啓発活動の充実	㉞性の多様性に関する内容を盛り込んだ市民学習資料「ともに学ぶ」等を校区人権教育町別学習会で活用するなど、地域住民に対する啓発を充実させる。 ㉟講座の開催や、広報誌をはじめとする広報媒体の活用等により啓発を進める。	人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
③多様な性の在り方の尊重		
姫路市パートナーシップ宣誓制度	<p>⑦多様な性のありようが尊重され、誰もが自分らしい生き方ができる地域社会の実現を目指し、令和4年度(2022年度)より「姫路市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始し、互いを人生のパートナーとした双方またはいずれか一方が性的マイノリティである二人に対し、市では、宣誓書受領証などの掲示により市営住宅の入居申込みが可能になるなど、性的マイノリティの方の日常生活の困りごとや不安が解消されるよう取組を進めている。</p> <p>⑧兵庫県でも令和6年度(2024年度)から同制度の運用を開始したが、同時期に本市とともに兵庫県内外の同制度を運用する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、宣誓者の転居時の負担の軽減を図っている。</p>	人権啓発課
「性与人権」についての意識啓発【一部再掲】	就学前の幼児期を含め、発達段階に応じて、「自他の生命を大切にし、互いの生き方を認め合う子の育成」を目指した性教育を実施する。また、人間の性を科学的に学び、生理的・心理的・社会的側面から総合的に捉えるとともに、人間尊重の精神に基づいて全ての人の人権が尊重され、家庭・社会の中で共に生きる資質や能力の育成を図る。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター こどもの未来健康支援センター 健康教育課
④性別記載の在り方の検討		
性別記載の在り方の検討	<p>⑨性自認が多様であることを踏まえた上で、性別に関する情報の取得が必要である場合の、それぞれの状況に応じた適切な文言や選択肢について専門家などの意見を聴取し、本市における性別記載の在り方について検討する。</p> <p>⑩本市の申請書等について、不要な性別記載の削除や記載方法の見直しを進める。</p>	人権啓発課 人事課 住民窓口センター